

**子ども医療費受給資格
認定申請はお済みですか？**

9月1日から、子ども医療費助成事業の適用範囲を高校生世代(平成12年4月2日から平成15年4月1日の間に生まれた人)まで拡大し、町内の対象となるお子さまの医療費が無料となります。

●この制度の助成を受けるためには子ども医療費受給資格認定申請を行い、受給資格証の交付を受ける必要があります。

対象のお子さまがいる世帯で、申請がまだの人はお近くの受付場所までお越しください。

- ・申請受付場所／吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室
- ・持ち物／印鑑、対象となるお子さまの保険証

※他の医療費助成制度などで医療費が全額助成されているお子さまは対象外ですので、手続きは不要です。

- ※次のお子さまは対象外です。
- ・婚姻している人
- ・婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
- ・離婚した人 など

問 吉備庁舎住民課

税金

消費税軽減税率制度 説明会

●第1回

・日時／9月7日(金) 14時30分～15時30分

・場所／有田市消防本部5階多目的会議室(有田市箕島47番地)

・主催／湯浅税務署、和歌山県、有田市、湯浅町、広川町、有田川町

●第2,3回

・日時／9月20日(木)・21日(金) 13時30分～15時

・場所／公益社団法人湯浅納税協会 3階会議室(湯浅町湯浅2430番地77)

・主催／湯浅税務署、公益社団法人湯浅納税協会

問 湯浅税務署法人課税部門 ☎635406

案内

後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ

ジェネリック医薬品を使用した場合、1カ月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある人を対象に「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を8月下旬から9月上旬にかけ、送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の

使用をご検討ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

※薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。

問 後発医薬品利用差額通知コール

センター ☎0720・53・0006(フリーダイヤル・通話無料)・和歌山県後期高齢者医療

広域連合 ☎073・428・6688

阪和道(上り) 有田IC下

津ICの昼夜連続車線規制

●期間／9月3日(月)朝～9月22日(土)朝

※日・祝日を除く。

※天候により工事を順延することがあります。

●区間／阪和道(上り・大阪方面) 有田IC～下津IC

舗装補修工事のため、昼夜連続車線規制を実施します。工事期間中は渋滞の発生が予想されます。時間に余裕をもってお出かけください。

問 西日本高速道路(株)和歌山高速道路

路事務所 ☎073・472・2091